

入札公告

低入札価格調査制度適用1号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和7年5月29日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工事名 | 令和7年度 東広島市下水道事業 板城地区農業集落排水管更生等改築工事（板07-1） |
| 2 | 工事管理番号 | 8-107-0009 |
| 3 | 工事場所 | 東広島市黒瀬町小多田、国近 |
| 4 | 工事概要 | 管きょ内面被覆工(反転・形成工法)
既設管径φ150mm L=309.0m
既設管径φ200mm L=881.3m
管きょ工(開削)
既設管径φ150mm L=7.2m
既設管径φ200mm L=13.0m |
| 5 | 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで |
| 6 | 予定価格 | 140,875,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| 7 | 調査基準価格 | 有り |
| 8 | 建設工事の種類 | 土木一式工事 |

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	広島県内に営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く）	総合数値	850点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	ウ	広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く）	総合数値	900点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	エ	東広島市内に営業所を有する者（ア、イ、ウを除く）	総合数値	950点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	オ	広島県内に営業所を有する者（ア、イ、ウ、エを除く）	総合数値	1,000点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	公共下水道事業、流域下水道事業又は農業集落排水事業の管きょ工事において、次の①又は②のいずれかの工事の元請施工実績を有する者 ①下水道本管管更生の施工を含む工事 ②小口径管推進工法、中大口径管推進工法又はシールド工法による下水道本管の施工を含む工事			
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。 ※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 ア 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 イ 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ウ ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 エ 公共下水道事業、流域下水道事業又は農業集落排水事業の管きょ工事において、次の①又は②いずれかの工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ①下水道本管管更生の施工を含む工事 ②小口径管推進工法、中大口径管推進工法又はシールド工法による下水道本管の施工を含む工事 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。			
	入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者			

- 1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※「建設工事請負契約約款」については、令和7年4月1日改正後の約款を使用する。
 - (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
 - (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
 - (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
 - (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
 - (6) 契約後V E 対象案件：共通公告5F参照
 - (7) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告5B(5)参照
 - (8) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置は認めない。

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提 出 資 料		詳 細
資 格 要 件 確 認 資 料	(1) 経営事項審査の総合 評定値通知書の写し	必要なし
	(2) 施工実績及び配置予 定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはE x c e l 形式で提出すること） ※ホームページに掲載している令和7年4月1日以降の新しい様式を使用すること。
	(3) 会社の実績を確認す るための資料	次のいずれか1つ以上 ア C O R I N S（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(6)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し [約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。]を加える。
	(4) 技術者の資格を確認 するための資料	次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者 講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書の写し（又は、実務経験により主任技術者資格を満たすことが確認できる 実務経歴書等）」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書等）の写し」 ※様式第1の「配置予定技術者の従事形態」において、「下請契約の予定額が5,000万円（建築一 式工事8,000万円）以上であるため、監理技術者として配置する」を選択した場合はアの資料を提 出とすること（この場合、イは不要とする。）。
	(5) 技術者の経験を確認 するための資料	次のいずれか1つ以上 ア C O R I N S（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(7)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し [約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。]を加える。 ※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名が確認できること。
	(6) 誓約書	様式第4（原則、添付ファイルはW o r d 形式で提出すること）
	(7) 建設業許可申請書別 紙二の写し	9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要
	(8) 経營業務の管理責任 者及び専任技術者を確 認するための資料	9(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ① 経營業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し
	(9) 媒体提出届	様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はC D - R により持参する提出資料があるとき は、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しW o r d 形式の添付ファイルとして提出すると ともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 2 低入札価格調査制度について

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を提出できるものとする。共通公告5B(5)を参照のこと。
- | | |
|-------------|--|
| 低入札価格調査報告書等 | 提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと） |
| 低入札価格調査報告書等 | 1 部
■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料
※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調書（別紙その2）の提出は不要とする。 |
- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利な者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1 3 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和7年5月29日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和7年5月29日～ 令和7年6月4日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和7年5月29日～ 令和7年6月6日	質問書（様式第7）により下水道部下水道施設課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和7年6月12日～ 令和7年6月17日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和7年6月16日 （午前9時～午後5時）及び 令和7年6月17日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和7年6月18日 午前9時35分	電子入札室（本館4階）で行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 4 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）